

令和5年度本巢市総合防災訓練に係る自主防災組織(自治会) 確認事項

【前日までに 各家庭でハザードマップや避難経路の確認】

ハザードマップ等により自宅周辺で発生する災害の種類や、避難にふさわしい場所を確認し、避難経路を決めてください。

【8:00 警戒レベル3 高齢者等避難】

- ① 防災行政無線により、避難に関する情報を放送します。
- ② 各ご家庭で避難できるよう準備してください。

※要配慮者（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は、避難を始めてください。

【8:00 ~8:10 自治会災害対策本部設置訓練】

- ① 地区公民館等に自治会の災害対策本部を設置してください。
- ② 各自主防災組織（自治会組織）において、災害対策本部を設置するための役員等の役割分担の確認を行ってください。
- ③ 入口付近には、自治会災害対策本部看板を立ててください。

【8:15 警戒レベル4 避難指示】

防災行政無線により、避難に関する情報を放送します。

【8:15~8:30 住民の安全確認、避難誘導訓練】

各自主防災組織により住民の安全を確認し、自治会の避難場所等へ誘導し避難してください。

【8:15~9:30 情報収集伝達訓練】

- ① 各自主防災組織（自治会組織）の災害対策本部においては、組織内連絡網を確認し、避難及び被害情報を集約してください。
- ② 情報は、別紙「即時報告用紙」にとりまとめてください。
- ③ 市職員が情報収集に出向きますので、「即時報告用紙」の情報を伝えてください。
- ④ 上記のとおり自治会からの情報収集は9時20分までに実施できるように伺いますが、各自治会を巡回するため、到着時間は様々となります。

【8:30 警戒レベル5 緊急安全確保】

防災行政無線により、避難に関する情報を放送します。

【8:30~11:00 各自主防災組織訓練】 ※別日に独自メニューで実施も可

各自治会内において、参考メニューをもとに各自主防災組織で内容を決めて実施してください。

参考メニュー① 避難経路の確認、点検

参考メニュー② 要配慮者、避難行動要支援者の安全確認と避難の実践訓練

参考メニュー③ 災害図上訓練

参考メニュー④ 避難場所において、炊き出し訓練

参考メニュー⑤ 防災資機材の点検

参考メニュー⑥ 災害・避難カードの作成

※1 「総合防災訓練実施メニュー【提出用】」に、実施日について27日（日）もしくは27日（日）以外のいずれかを○で囲い、訓練内容をご記入のうえ、最寄りの庁舎へ8月14日（月）までに提出をお願いします。

なお、27日（日）以外に実施される場合は、現時点での実施予定日をご記入ください。

※2 訓練で、消防団への指導依頼が必要な場合は、行事内容と指導要望を詳しく記入してください。
（消防団等の人数配分を行うため。）

※3 借用が必要な資機材がある場合は、必要数を記入の上、ご提出ください。

【9:30~11:00 避難所設営訓練 糸貫中学校】 （糸貫地域自治会のみ）

避難所設営訓練を実施します。

糸貫地域の各自治会から2名程度のご参加をお願いします。

参加者について、別添の「参加表」にて、8月14日（月）までにご提出ください。

【11:00 訓練終了】

全市民に向けては、閉会式終了後、防災行政無線により訓練終了をお知らせします。